とうきょう さんぱい

第34巻第1号　通巻第320号
320
平成29年4月10日発行

平成２９年度 事業計画および収支予算 決まる

平成２９年度 許可申請に関する講習会・特管責任者講習会　日程表

団体課題別人材力支援事業　環境ビジネス☆就職フェアを開催

医療廃棄物委員会　医療機関向け医療廃棄物適正処理研修会

行政だより　東京都環境局 産廃担当等関係職員の人事異動

東京都環境公社　28 年度「優良性基準適合認定制度」傾向と課題・29 年度説明会案内

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality
リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 → プラスチック 紙 繊維 木 金属
→ 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
→ 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
●限りある資源の有効活用につながります。

陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1011 FAX.03-3522-1919

環境負荷を低減し、よりクリーンな社会へ

砕石船積み風景

女子美術大学作画
当社砕石置場

わたしたちのとりくみ

資源を**再生する**	省エネを**実行する**	**省燃費で**運転する	会社周辺の環境を**整備する**	**グリーン購入を**心がける

etc

事業内容

- 産業廃棄物処分業（コンクリート塊 破砕 2,040t/日）
- 産業廃棄物収集運搬業（保管積替えを含む）
  保管積替（汚泥、燃え殻、鉱さい）
  積替（上記外に廃油、廃プラ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類）
  ～陸上運搬はもちろん海上運搬も～
- 汚染土壌の陸上海上輸送
- 再生砕石、再生砂販売

日栄産業株式会社
～リサイクルポートの活用で資源の再生利用を促進～

〒143-0003 東京都大田区京浜島3丁目5番2号
TEL03-3790-7400 http://nichiei-sangyo.jp

ISO14001 認証取得
ISO39001 認証取得

中間処理業 3-14-B0022
収集運搬業 3-14-C0027

CONTENTS

平成２９年度 事業計画および収支予算 決まる

事業計画 …… 2
収支予算 …… 10

行政だより
東京都環境局　産業廃棄物担当等関係職員の人事異動 …… 11

団体課題別人材力支援事業 第２弾
環境ビジネス☆就職フェアを開催 …… 12

東京都環境公社
平成 28 年度優良性基準適合認定制度
適合判定結果における評価項目別取得率の傾向と課題について …… 16
平成 29 年度「優良性基準適合認定制度」申請説明会を開催いたします！ …… 18

平成29年度 許可申請に関する講習会・特管責任者講習会　日程表　※関東地域
［平成２９年４月～平成３０年３月］…… 20

医療廃棄物委員会
医療機関向け医療廃棄物適正処理研修会 …… 22

災害廃棄物検討分科会　委員募集のお知らせ …… 19
女性部だより　被災地支援 今年も大型絵本を寄贈 …… 27
委員会報告　多摩支部、青年部、医療廃棄物委員会、安全衛生推進委員会 …… 28
役員寄稿 ～協会活動への支援～　乙顔副会長・白井理事 …… 30
「サステナブル・ブランド国際会議2017 東京」 日本で初開催 …… 32
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 108 …… 33
よろず相談　法律・廃棄物管理業は違法か？ …… 34
協会の主な今後の日程 …… 39
事務局だより・編集後記 …… 40
表紙の言葉 …… 26

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

東京都産業廃棄物協会
平成２９年度 事業計画および収支予算 決まる

平成 29 年 3 月 8 日㈬ 第３４回理事会が開催され、新年度の事業計画・収支予算が承認されましたので、お知らせいたします。

平成２９年度事業計画

首都東京から排出される膨大な産業廃棄物の適正処理・３Ｒを推進していくためには、排出事業者、処理業者、都民、行政がそれぞれの責任と役割を踏まえ、具体的な連携・協働を活性化していくことが必要である。

このため、協会は、東京都と緊密な連携の下に、２９年度は法改正等への適確な対応、再生砕石・建設泥土改良土の利用拡大、異物混入による事故や労働災害の防止等に取り組むとともに、随時発生する諸問題に臨機応変に対応する。また、業界の人材の確保・育成事業を進めるとともに、会員サービス改善などにより会員増強に努めていく。

１．適正処理推進事業〔公益的事業〕

（1）調査研究事業

1）調査研究

法改正等や静脈産業の一翼を担う産業廃棄物業界の社会的役割等も十分踏まえながら、適正処理の推進と循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し提案・要望を行う。

2）普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

（2）研修事業

1）一般研修事業

適正処理とリサイクルを広く推進していくため、協会主催や関係団体の協力を得た研修会、講習会等をさらに充実して実施する。

2）講習会事業（許可申請に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である（公財）日本産業廃棄物処理振興センター等に協力して実施する。

① 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

新規講習会	産業廃棄物 収集運搬課程	6回
	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	1回
更新講習会	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	8回
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分課程	0回

② 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	１６回

（3）相談指導事業

会員その他業界関係者や一般企業、都民からの協会への問い合わせに的確に対応するため、専任相談員を中心に下記の相談指導業務を着実に実施していく。

① 廃棄物の定義・区分、処理委託契約等の廃棄物処理制度に関すること
② 収集運搬、処理施設、処分先の紹介、斡旋に関すること
③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）、電子マニフェストに関すること
④ 許可申請講習会に関すること

２．環 境 対 策 事 業〔公益的事業〕

（1）環境活動

公益的役割を果たしていくために、①さまざまな環境活動への参加と、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動に取り組む。

（2）環境対策事業

産業廃棄物由来の環境問題等が発生した際には、行政からの要請等を踏まえ必要な対策を行う。

（3）災害廃棄物対策事業

地震を含む大規模災害が発生した際には、東京都災害廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理のノウハウを持つ業界として、必要な社会的責任を果たしていく。

また、東京都等と連携･協力し、広域的な災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。

3．普　及　事　業〔その他事業〕

（1）普及事業

1）普及・広報活動

協会の事業や諸活動について、協会ホームページ等により普及・広報活動を行う。

2）協会発行図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」（(公社）全国産業廃棄物連合会 発行）等の有償頒布、車両表示板製作斡旋等を行う。

3）産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、（公社）全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。また、電子マニフェストについて運用支援事業を行い、加入を促進し普及に努める。

（2）機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段として、機関誌『とうきょうさんぱい』（昭和５８年４月創刊）の発行を継続するとともに、より親しまれる会員必携の機関誌として、的確迅速な情報提供と一層の内容の充実を図っていく。

（3）会員事業

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。

1）会員研修事業

各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。

また、国内処理施設見学研修会、事例研究、会員ニーズに即した講演会などを実施する。

2）会員交流・増強事業

①　会員の連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行う。また、部門別の交流・活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。

②　会員数の維持・増加を図るために積極的に活動を展開する。また、会員の協会への関心と貢献を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、賛助会員には、機関誌等の配布等を通して、協会活動の情報提供に努め、協会活動を側面から支えてもらう。

③　（公社）全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、適正処理の推進と業界発展に向け、排出事業者等の団体と活発に協力・交流を進めていく。

3）顕彰・表彰事業

顕彰及び表彰規程に基づいて以下の表彰を行う。

① 優良事業所表彰

正会員の模範となる事業所について３～４件程度表彰する。

② 優良従事者表彰

正会員の推薦を受け、常任理事会の選考により、２０件程度表彰する。

推薦の基準：産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分業務に１０年以上従事し、年齢４０歳以上の者で、業務に精励し業績が他の模範となる者

③ 功労者表彰

協会の事業推進に顕著な功労のあった役員等について、３件程度表彰する。

④ 安全衛生表彰

安全意識の向上又は労働災害等の防止に成果をあげている事業所又は従事者について表彰する。表彰は、その内容により特別会長賞、会長賞（２件程度）、安全衛生推進委員長賞（５件程度）をもって行う。

なお、被表彰者のうち要件を満たすものについて、（公社）全国産業廃棄物連合会表彰に推薦を行う。

4）「団体課題別人材力支援事業」

東京しごと財団から受託した「団体課題別人材力支援事業」により、人材確保等に課題を抱えている会員企業に対し、各会員企業が抱えている課題やニーズに応じた採用支援や資格取得、育成・定着、雇用環境整備支援に関する取組を行い、会員企業の人材確保力、人材育成力の強化を図っていく。

4．管　理　運　営

会員数の減少が予測されるなど厳しい状況にあるため、引き続き組織率の向上と経費節減に努め、協会の活性化と財務体質の強化を図る。

5．委員会・部会活動

（1）総務委員会

協会活動の基本的事項や各委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

２９年度は、

① 引き続き「法制度検討委員会」において、諸課題の集約と論点整理を行う。

② 東京都が定めた災害廃棄物処理計画に基づき、当協会が実施する事項について「災害廃棄物検討分科会」において検討を進める。

（2）広報委員会

機関誌『とうきょうさんぱい』の発刊

① 機関誌発刊のため、年１２回、基本的には毎月第２水曜日に委員会を開催する。
② 記事内容については、法制度改正など会員各位へ迅速にお知らせすべき事柄に注力する。
③ 協会主催の行事内容については詳細に伝達する。
④ 協会各役員の協会運営への方策活動について伝達する。
⑤ 会員各位の事業について積極的に紹介する。
⑥ 会員読者の誌面への参加を求める。

（3）中間処理委員会

① 異物混入問題については、現在活用している排出事業者責任を明確化した排出事業者向けリーフレットの効果について、２８年７月会員企業向けに実施したアンケートでは、概ね「効果があった」との評価を得ていることから、引き続きフォローアップを行い、課題や問題点を抽出し、次期改善につなげていく。
② 中間処理は、収集運搬とも密接に連鎖することから、収集運搬委員会とも密接に連携しながら、排出事業者へ適正排出の働きかけを行う。また、中間処理の実情を踏まえ、法令上の見直し等の必要があれば、東京都をはじめ関係行政機関へ要望していく。
③ 「中和脱水」、「破砕･圧縮」、「焼却」の各分科会では、適宜、テーマを取上げ、行政や関係団体より担当者を招聘して勉強会等を実施し、その成果は広く会員企業にフィードバックしていく。
④ 主な行事等予定

- ４月　三分科会合同主催による「事故事例に学ぶ」をテーマとした勉強会
- ５～６月　委員会
- ９月　CO_2 等温室効果ガス低減策に係る勉強会
  収集運搬委員会との合同委員会
- １０～１１月　委員会
  施設見学会

（4）安全衛生推進委員会

協会会員各社に働く方の安全衛生活動の推進を目的として、次のとおり活動していく。

① 年間６回の委員会の開催
② ６月、１０月、２月の研修会・講習会の開催
③ 会員各位の意識高揚を図る安全衛生表彰制度による表彰
④ 年２回の安全衛生活動推進ポスターの配付
⑤ ヒヤリハット事例の公募と活用の推進

（5）医療廃棄物委員会

① ２８年度に実施した３回目となる東京都・神奈川県・静岡県の１都２県による合同懇談会では、各協会の取組状況、問題点など意見交換が出来て大変有意義であった。２９年度は、また東京が会場（主催）となって、より掘下げた内容になるよう工夫をして開催していく予定である。
② ２８年度に実施した第２回「医療廃棄物排出事業者向けセミナー」についても好評を得たので、２９年度も予定をし、排出事業者と収集運搬業者と処理業者の距離を縮めていきたい。
③ ２８年度に初めての試みである１都２県（３都県）による適正処理を目指して完成させた共同宣言を、２９年度には配布をし、排出事業者に対して理解を求めていく活動を始める。

（6）収集運搬委員会

昨年の産業廃棄物処理業における死傷災害は、埼玉県、神奈川県、東京都の順に、全国のワースト３を形成している。また、廃棄物処理業における度数率 (労働災害の発生率) 及び強度率 (災害の重さの程度) は、それぞれ全産業平均の４．２倍、３．４倍となっている。（厚生労働省「労働者死傷病報告 (平成２７年)」から）

収集運搬委員会では、引き続き「収集運搬」分野における事故減少に向けた活動を展開していく。

① ２８年度から検証を開始した収集運搬における事故調査に関して、引き続き事例を収集していく。どんな事故が起こりうるのか？どうすれば防げるのかに焦点を当てて委員会で取りまとめ、委員会発信で協会員全体の参考になる資料を作成して発表する。
② ２８年度に引き続き中間処理委員会との連携を図り、収集運搬時における危険物等の混載を防ぐため、排出事業者や現場担当者への協力が得られる工夫に注力していく。具体的な方法は委員会内で議論していくが、委員以外の意見も取り入れてみたいとも考えている。
③ 当協会安全衛生推進委員会の取組や、（公社）全国産業廃棄物連合会の収集運搬委員会での議論も十分踏まえながら課題を抽出し、研究していきたいと考えている。

（7）建設廃棄物委員会

社会インフラ整備や都市更新、経済活動の変化により排出される建設系廃棄物は多種多様に及んでおり、再利用促進が喫緊の課題となっている。しかし、制度改正により建設汚泥の海洋投入処分が事実上困難になるなど、今後ますます適正処理や建設泥土改良土、再生砕石等の利用促進が求められてくる。（公社）全国産業廃棄物連合会は再生砕石・建設汚泥分科会を開催し循環型社会構築への取組を強化している。当委員会では、引き続き全産廃連や関係諸団体と連携を図り、天然材等に代わる廃棄物由来材の利用拡大を目指し積極的な活動を展開していく。

① 建設汚泥（建設泥土）については、関係諸団体と連携し、再生利用推進に向けて活動を行う。

② 再生砕石については、行政や建設関係団体とも連携し、高品質の業界独自の自主基準「(仮称) 東京ブランド」を確立し、利用用途拡大に努めていく。

③ 建設混合廃棄物については、引き続き「一都三県建設混合廃棄物意見交換会」の場を活用し、建設混合廃棄物の適正処理コストの確立等について、排出事業者等への働きかけを行っていく。

④ 行政や関係諸団体を交え建設廃棄物等の有効利用をテーマとした勉強会を行うとともに、（一社）東京建設業協会及び（一社）東京建物解体協会と合同の施設見学を行う。

（8）多摩支部

支部の各委員会を中心に、研修会等の計画、実施の検討、及び組織の充実とより一層の会員相互の連携、親睦を深め、廃棄物事業のみにとどまらず会員に有益な情報の発信・収集の場となるよう下記の通り支部の活動を行う。

① 多摩支部会・研修会

教育研修委員会は、各会員の意見を取り入れながら、産業廃棄物処理事業の動向やその他関連情報等、時宜にあったテーマについての講演会や、多摩環境事務所・八王子市による研修会を実施する。

② 施設見学会など

コミュニケーション委員会が中心となり、多摩支部の交流事業として恒例の施設見学会やゴルフコンペの開催など、楽しく魅力的な企画を計画し、今年度も実施する。

③ 東京都多摩環境事務所・八王子市との意見交換会

多摩支部法制度検討委員会では、多摩地域の廃掃法上の問題点や現状等について意見交換会を実施する。

（9）青年部

コンセプト『青年部活動を更なる高みへ』

個社単位では中々行えない質の高い研修プログラムを組み、部員を通して業界のレベルアップに寄与していく。また、お集まり頂く企業間交流を充実させ、有益な業界情報をいち早くキャッチできるプラットホームを青年部として提供していく。更に、他県、他業種、海外などとの交流を深め、より広い視野で部員が新しい価値や情報をつかめる機会を提供していく。

① 勉強会・研修会

研修委員会主催でスキルアップセミナー、経営者や著名人の講演会などを年に３～４回程開催する。

２９年度は営業力強化セミナーや業界誌社による業界動向講演、社員の育成・教育プログラム紹介や体験、合宿を兼ねたアウトプット型グループ研修など予定している。また、昨年に引き続き、業界情報プラットホームとして「ＮＥＷＳ５」を実施予定である。

② 環境・コミュニケーション活動

コミュニケーション委員会主導で、『東京でできる自然体験～家族参加型～』

エコツーリズム活動、日本最大の環境イベントであるアースデイ東京への参加などを検討する。また、他県青年部と業務提携をより活性化する目的とした交流会や共同施設見学、共同ＣＳＲ活動等も企画する。

(10) 女性部

女性部は２９年度においても基本的には、４つのチームがテーマを持って、全部員が参画する活動をしていく。

① 特に２９年度は、公益社団法人東京しごと財団から当協会が受託した「団体課題別人材力支援事業」の中の『採用支援』に関する事業を青年部と共同の事業として、業界企業合同説明会や合同面接会等の企画運営を展開してく。これは２８年度「環境教育チーム」が主体となって実施した大学生向けの環境イベントの経験を活かして、部員企業も巻き込んだ大きな事業となる予定である。今回のプロジェクトの活動が産業廃棄物業界全体の採用支援に繋がるような活動を計画実施していく。

② その他「研修会チーム」では施設見学に伴う勉強会、「社会貢献チーム」ではＣＳＲとしてエコキャップやベルマークの回収事業、「情報発信チーム」では部内の情報の共有化を行っていく。

③ 部活動の中で定期的に部員各社の取組等を発表する機会を作り、部内での密なコミュニケーションを図る。

④ 「関東地域協議会女性部会の勉強会」など他県と連携を取りながら、女性ネットワークの拡大につながる活動を実施する。

平成２９年度収支予算

平成29年度収支予算
（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	29年度予算額(A)	28年度予算額(B)	増減(A)−(B)	増減比(A)／(B)	28年度決算見込額	備考
事業活動収入						
入会金収入	140	260	−120	54%	140	
正会員入会金収入	100	220	−120	45%	100	
賛助会員入会金収入	40	40	0	100%	40	
会費収入	71,980	73,800	−1,820	98%	72,675	
正会員会費収入	69,000	70,800	−1,800	97%	69,695	
賛助会員会費収入	2,980	3,000	−20	99%	2,980	
事業収入	143,217	58,640	84,577	244%	81,852	
研修事業収入	1,550	2,350	−800	66%	2,080	
許可申請講習会事業収入	14,000	14,500	−500	97%	13,900	
普及事業収入	1,450	1,250	200	116%	2,010	
ﾏﾆﾌｪｽﾄ普及事業収入	29,712	30,200	−488	98%	34,350	
機関誌発行事業収入	6,960	6,100	860	114%	6,863	広告料
会員事業収入	7,030	4,240	2,790	166%	5,205	賀詞交歓会会費等
受託事業収入	82,515	0	82,515		17,444	団体課題別人材力支援事業
雑収入	401	430	−29	93%	406	
受取利息収入	1	30	−29	3%	6	
雑収入	400	400	0	100%	400	
事業活動収入計	215,738	133,130	82,608	162%	155,073	
事業活動支出						
事業費支出	199,725	115,558	84,167	173%	129,402	
適正処理推進事業	37,805	37,257	548	101%	35,185	
1 調査研究	9,510	9,610	−100	99%	9,492	
2 研修	19,489	18,843	645	103%	16,971	
3 相談指導	8,806	8,803	3	100%	8,721	
環境対策事業	2,591	2,569	22	101%	2,354	
4 環境対策	2,591	2,569	22	101%	2,354	
普及事業	159,328	75,730	83,597	210%	91,863	
5 普及	37,251	37,253	−2	100%	37,713	
6 機関誌発行	13,550	13,628	−78	99%	13,089	
7 会員	26,010	24,848	1,162	105%	23,615	
8 受託事業	82,515	0	82,515		17,444	
管理費支出	16,869	16,415	454	103%	17,106	
事業活動支出計	216,595	131,974	84,621	164%	146,508	
事業活動収支差額	−857	1,156	−2,013		8,564	
投資活動収支の部						
投資活動収入						
特定資産取崩収入	0	0	0		1,394	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0		1,394	
投資活動収入計	0	0	0		1,394	
投資活動支出						
特定資産取得支出	946	500	0	189%	495	
退職給付引当資産取得支出	946	500	0	189%	495	退職給付引当基準により算定
固定資産取得支出	0	0	0		0	
固定資産取得支出	0	0			0	固定資産取得予定なし
投資活動支出計	946	500	0	189%	495	
投資活動収支差額	−946	−500	0	189%	899	
予備費支出	2,500	2,500	0	100%	0	
当期収支差額	−4,303	−1,844	−2,459	233%	9,464	
前期繰越収支差額	118,533	109,018			109,069	
次期繰越収支差額	114,230	107,174			118,533	

※科目金額は千円未満切捨て表示

行政だより

東京都 環境局

産業廃棄物担当等関係職員の人事異動

○異動＜転出＞（平成２９年４月１日付）

新任職	現任職	氏名
多摩環境事務所環境改善課 課長代理（水質担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	櫻井聖二
資源循環推進部一般廃棄物対策課 課長代理（支援担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（受入担当）	山崎美奈子
資源循環推進部一般廃棄物対策課 課長代理（生活排水対策担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（PCB 処理対策担当）	井上毅
環境改善部計画課統括課長代理 （公害防止管理者担当）	多摩環境事務所廃棄物対策課 統括課長代理（浄化槽担当）	藤原淑子

○異動＜転入＞（平成２９年４月１日付）

新任職	現任職	氏名
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	環境改善部大気保全課主任 （大気担当）	小熊俊導
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	総務部環境政策課課長代理 （広域連絡調整担当）	平沼義明
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（受入担当）	多摩環境事務所自然環境課主任 （自然公園担当）	関根裕行
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（規制監視担当）	資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（不法投棄対策担当）	平野晃章
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（PCB 処理対策担当）	資源循環推進部計画課課長代理 （調整担当）	明石優子
資源循環推進部産業廃棄物対策課 課長代理（不法投棄対策担当） 【再任用】	資源循環推進部産業廃棄物対策課 統括課長代理（規制監視担当）	黒岩秀之
多摩環境事務所廃棄物対策課 課長代理（浄化槽担当）	自然環境部水環境課課長代理 （水循環担当）	藤田義宏
多摩環境事務所廃棄物対策課 課長代理（審査担当）	多摩環境事務所管理課課長代理 （庶務担当）	永井信幸

○定年退職（平成２９年３月３１日付）

新任職	現任職	氏名
	資源循環推進部産業廃棄物対策課 統括課長代理（規制監視担当）	黒岩秀之

「団体課題別人材力支援事業」第２弾

環境ビジネス☆就職フェアを開催

東京都産業廃棄物協会は、平成 29 年 3 月 21 日㈫ 12 時 30 分より、渋谷クロスタワー（渋谷区渋谷）において、団体課題別人材力支援事業「採用支援」の第 2 弾となる『環境ビジネス☆就職フェア』を実施した。この催しは、来春（2018 年 3 月）卒業予定の新卒者を対象とした合同就職説明会で、本誌第３１９号で紹介した『出前講座』に続き、当協会の青年部・女性部が中心となり、㈱アクセスヒューマネクストの協力を得て開催したもの。出展企業は 21 社、来場した学生は 154 名であった。

（取材　塩沢美樹）

メモをとりながら真剣にパネルディスカッションを聴く学生さんたち

第 1 部は 12 時 30 分より、出展企業３社から若手の社員が登壇し、①担当する仕事の内容、②現在の会社に就職したきっかけ、③苦労していること、④仕事の醍醐味、などについてパネルディスカッションを行った。パネリストは、佐々木由佳氏（加藤商事㈱ 環境イノベーション事業部 コンサルティング課 リーダー）、鞠子凌氏（成友興業㈱ 総務部）、芳我勇輝氏（高俊興業㈱ 営業部 第５営業グループ）の３名で、「大学で廃棄物を研究していたので、現場に出たいと思ってこの業界に飛び込んだ。廃棄物処理業は今後、動脈産業との連携がさらに強くなり、業務の幅もどんどん広がると思う。是非、大きな希望と夢を持って、この業界の仲間入りをしていただけたら嬉しい。」「就職を決めたのは、社長や面接担当社員の人柄。この人たちと仕事したいと思えるかどうかも、会社を選択する上で重要なことの１つだと思う。就活はわからないことばかりで、本や周りの人を頼るかもしれないが、人の話を鵜呑みにせず、最後は自分自身の考えで決めて欲しい。」「営業担当として苦労するのは、取引先ごとに異なるルールを、作業者（ドライバー等）に徹底させること。顧客ごとに進捗状況や注意事項を整理したノートを作成している。自分なりの工夫で、困難な状況を乗り切れた時、仕事の醍醐味を感じる。」など、就活の後輩たちを応援するメッセージを発信していた。続いて、出展 21 社が 1 社あたり 30 秒の持ち時間で、自社のブースを訪問してくれるようプレゼンテーションを行った。

13 時 30 分からは、学生が企業ブースを訪問する形で進められた。学生は、事前に履歴書を用意する必要がなく、入場時に配布されたプロフィールシートに記入し、関心のある会社をいくつも訪問できる。企業側は、集まった学生に対して、担当者 1 名が代表して説明する形式が多く見られたが、中には学生と担当者が 1 対 1 で話をしたり、親しみやすい揃いの T シャツでアピールしたりと、各社の雰囲気もよく出ていたと思う。

今回のように環境ビジネスに特化した就職フェアは、当業界ではおそらく初めてと思われるが、大変多くの学生が関心を持っていることが実感できた。運営協力のアクセスヒューマネクストによると、こうした就活イベントでは、来場者は参加申込の半数というのが相場なのだそうだが、『環境ビジネス☆就職フェア』では、参加申込 270 名に対し 154 名の来場があり、大成功といえるだろう。

出展企業（ブース番号順）

1　相田化学工業㈱
2　㈱エコワスプラント
3　大谷清運㈱

4　加藤商事㈱
5　㈱共同土木
6　㈱京葉興業
7　小林運輸㈱
8　㈱三菱商事
9　㈱首都圏環境美化センター
10　成友興業㈱
11　㈱太陽油化
12　高俊興業㈱

13　都築鋼産㈱
14　㈱東亜オイル興業所
15　東京ボード工業㈱
16　東港金属㈱
17　日本システムケア㈱
18　㈱ハチオウ
19　㈱浜田
20　㈱リーテム
21　㈱ワイエムエコフューチャー

（公財）東京都環境公社 優良性認定評価室より

平成 28 年度優良性基準適合認定制度
適合判定結果における評価項目別取得率の傾向と課題について

平成 28 年 12 月 8 日、公益財団法人東京都環境公社の本社会議室において、平成 28 年度申請者の、評価基準への適合の可否を判定する第三者評価機関評価委員会を開催し、その結果、平成 28 年度に申請のあった 32 社全てが適合と判定されました。

評価委員会は、適合の可否の判定のほか、制度の一層の充実を図るため、事務局から主な評価項目における取得率の傾向と課題について報告し、有識者である評価委員の助言を得る場でもあります。そのなかから代表的な項目について、取得率の傾向と課題及び対策をご紹介します。

■インターネット情報公開

○ 取　得　率

①会社概要	エキスパート	100%	プロフェッショナル	100%
②施設及び処理状況	エキスパート	100%	プロフェッショナル	64%

○ 傾　　向

産廃エキスパートの取得率が①②両方とも 100%となっており、これは、情報公開が優良な事業者としての必須要件との認識が定着しつつあるためと思われる。

○ 課題と対応

取得率は比較的高いが、会社概要等の基礎情報のみを掲載する事業者が依然として多く見受けられる。

排出事業者が処理事業者を選定するために必要とする財務諸表や処理実績、施設の規模などの情報を提供することは、優良な事業者として欠かせない要件である。今後も説明会では情報公開の重要性を伝えながら、優良認定事業者検索システムの活用などの具体的方法を周知していくことを委員会に報告した。

■労働安全衛生組織、労災防止、無事故

○ 取　得　率

①労働安全衛生組織	エキスパート	100%	プロフェッショナル	100%
②労災防止	エキスパート	100%	プロフェッショナル	100%
③無事故	エキスパート	89%	プロフェッショナル	55%

○ 傾　　向

労働安全衛生組織の設置、労災防止の取組みは、近年、高い取得率を維持している。

○ 課題と対応

③無事故の取得率が①と②に比べて低い。産業廃棄物処理業界をあげて安全衛生の向上に取り組んでいることから、今回から「労働災害が起きていない旨の自己申告書」の届出が提出されていない場合は、「労働安全衛生組織」及び「労災防止」の項目における、安全衛生に取り組んでいる書面の提出を必須にしたことを委員会に報告した。

■企業の社会的責任体制（エキスパートのみ）

○ 取　得　率　　42%

○ 傾　　向

依然として、低調な取得率となっている。得点した事業者のなかでは、中小企業でも取り組みやすい「エコアクション 21」を活用し、「環境活動レポート」を公表しているケースが多く見られる。

○ 課題と対応

自らが社会に及ぼす影響の責任と自社の強みを活かした社会的課題の解決などから、自社の信頼性向上につながる取組みであるＣＳＲへの意識が多くの企業で高まっている。このことから、産業廃棄物処理業界における取得率を高めていくことが重要である。しかし、多くの事業者が、評価となる環境報告書等を公表するまでに至っていない。今後は、「企業の社会的責任体制」の充実が、優良な事業者に欠かせない取組みであることを説明会で周知していくことを委員会に報告した。

■技術の開発・研究（エキスパートのみ）

○ 取　得　率　　37%

○ 傾　　向

依然として、低調な取得率となっている。

○ 課題と対応

難しい取組みと受け取られ、取得を見送るケースが見受けられる。

技術の開発・研究だけでなく、実務での改善、創意工夫も評価の対象となることを、引き続き説明会で周知していくとともに、事業者に対し事務局として参考事例の例示を行っていくことを委員会に報告した。

評価委員の皆様からは、「制度の普及拡大には、処理事業者と排出事業者の両方に向け、広報活動を行っていく必要がある。」「取得率の低い項目については、事業者が取組める土台を設定してあげる必要がある。」といった、貴重なご意見をいただきました。今回頂いた意見も踏まえ、今後の制度改善に活かしてまいります。

プレミアムセミナー　初開催について

平成 29 年 1 月 13 日㈮にＫＦＣｈａｌｌ（東京都墨田区）において、東京都の優良性基準適合認定を取得した産廃処理事業者を対象にした「東京都優良産廃事業者限定プレミアムセミナー（無料）」を初開催しました。今回のセミナーは、優良認定を取得した事業者への更なるレベルアップに向けた取組の促進や、業界を牽引するトップグループへの成長に対する支援を通じて、最終的には業界全体の底上げを図ることを目的としています。

講演する勝間氏

初めに経済評論家である勝間和代氏が「これからの日本経済の行方」というテーマで講演を行い、続いて、船井総合研究所の貴船隆宣氏が「２０１７年廃棄物処理経営と将来予測」というテーマで講演を行いました。人口減少等により廃棄物が減少しても業界の中で生き残っていく為には、顧客に売り込むのではなく顧客から選ばれる会社を目指すことなどについて話がありました。

さらに、東京都環境局の古澤専門課長が「持続可能な資源利用に向けた東京都の施策」というテーマで講演した後、貴船氏と古澤専門課長、そしてセミナー参加者との間で、意見交換を実施しました。

今後も本セミナーを通して優良認定事業者が競争の厳しい業界の中でも勝ち残るトップランナー企業に成長することを後押しすることで、優良認定取得者の更なる増加にもつなげていきたいと考えています。平成２９年度以降も時代のニーズに合った価値あるセミナーを開催していく予定です。

平成２９年度「優良性基準適合認定制度」申請説明会を開催いたします！（参加費無料）

東京都の「優良性基準適合認定制度」とは、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、第三者評価機関として、都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正等、今後ますます厳しくなる廃棄物業界を乗り切るツールとして、当制度の認定を取得することで、自社のレベルＵＰにつなげるとともに、自社が優良な処理業者であることのアピールポイントとして、是非活用してください。

■申請説明会日程

	開　催　日	開催時間	会　　場
更新申請者	平成 29 年 5 月 11 日 (木)	14:00～16:00	(公財) 東京都環境公社　本社会議室 〒130－0022 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階
	平成 29 年 5 月 12 日 (金)		
	平成 29 年 5 月 18 日 (木)		
	平成 29 年 5 月 19 日 (金)		
	平成 29 年 5 月 23 日 (火)		
新規申請者	平成 29 年 6 月 15 日 (木)	14:00～16:30	
	平成 29 年 6 月 16 日 (金)		
申込方法	＊東京都環境公社ホームページ（http://www.tokyokankyo.jp/）からお申し込みください。 ＊各開催日の定員になり次第、締切とさせていただきます。		

＊ 説明会では、実務担当者様に向け、申請書類の作成方法や注意点、評価のポイントなどを分かりやすく解説いたします。

優良認定取得に向けて専門家が経営改善を支援します！（無料）

当公社では、昨年度に引き続き、「産業廃棄物処理業経営改善モデル事業」を実施いたします。公社に登録されている中小企業診断士が、事業所に訪問し、指導・助言を行います。平成 29 年度申請予定の方は、ぜひお申込ください。**（費用は無料）**

～更新申請予定の方もご利用いただけます～

○**募集期間**　前期募集：平成 29 年 4 月 17 日（月）から 7 月 31 日（月）まで
○**予定件数**　10 件（予定件数に達した時点で、申込を締め切ります。）
○**対象となる方**　東京都の「優良性基準適合認定制度」に、平成 29 年度に申請予定の産業廃棄物処理事業者で中小企業基本法上の中小企業者の方
○**支援の内容**
- 優良性基準適合認定制度の申請に係る自己評価の支援
- 法に定められた書類（契約書及びマニフェスト等）の整理
- インターネットでの適切な情報開示方法
- 産廃エキスパート取得に向けた先進的な取組の支援など

問合せ先　制度の説明会について　優良性認定評価室　TEL03-3644-1381
モデル事業について　環境事業部事業課　TEL03-3634-4030

～会員の皆さまへ～

災害廃棄物検討分科会委員募集のお知らせ

当協会では、平成 29 年度に、総務委員会の分科会として、災害廃棄物検討分科会を設置することにしました。（29 年度限りの設置）

そこで、この分科会に参加されたい方を募集します。

1　分科会の目的

東京都災害廃棄物処理計画の策定に伴い、処理業界として、災害時の協力態勢をどう構築するか検討を進める。

また 29 年度に東京都が策定予定の処理マニュアルに対して、処理業界として盛り込んでほしい事項等について、意見を述べる。

2　分科会の構成

委員は 10 名以内とする。
委員長は委員の互選で決める。
委員に交通費 @1,500 円／回を支払う。

3　申し込み方法、締切

平成 29 年 5 月 26 日㈮までに、当協会事務局（専務理事木村、又は木島）あて、会社名、役職名、氏名、取り組みたいこと（200 字以内）を FAX（03－5283－5592）又はメール（info@tosankyo.or.jp）してください。

応募者が 10 名を超えた場合は、事務局で選考させていただきます。

4　分科会作業スケジュール（案）

第 1 回	6 月 22 日㈭　15 時～	委員長の選任、今後のスケジュールと検討事項を協議
第 2 回	7 月下旬	協会会員の関わり方、都への要望事項を整理
第 3 回	秋	受託契約に盛り込む事項、処理費用の支払い方法、再々委託の実現手段、ほか
第 4 回	1 月下旬	29 年度のまとめと今後の宿題

5　その他

東京都が訓練やマニュアル作成検討会を行う場合に、処理業界からの参加が可能ならば、分科会委員が参加する。

平成29年度　許可申請に関する講習会

平成29年4月～

平成２９年度の「許可申請に関する講習会・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の日程が発表になりました。受講をご希望の方は当協会までご連絡下さい。会員の方には『受講の手引き』を協会負担でお送り致します。

●Web での申込みも可能です。公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター　**http://www.jwnet.or.jp/**　からお申込みください。Web での申込みに限り、受講料金が 500 円割引きになります。
●当協会のホームページより東京会場の空き状況等をご確認頂けます。
☞ **http://www.tosankyo.or.jp/**

新規許可申請講習会　産業廃棄物

■ 収集・運搬課程

東　京	5月 18日 ～19日	埼　玉	9月　5日 ～　6日	東　京	1月 11日 ～12日
茨　城	6月　6日 ～　7日	山　梨	9月 20日 ～21日	埼　玉	2月　7日 ～　8日
東　京	6月　8日 ～　9日	神奈川	9月 28日 ～29日	群　馬	2月　8日 ～　9日
千　葉	7月 11日 ～12日	茨　城	10月　3日 ～　4日	神奈川	2月 28日～3月1日
神奈川	7月 19日 ～20日	東　京	10月 19日 ～20日	東　京	3月　1日 ～　2日
群　馬	7月 20日 ～21日	埼　玉	10月 25日 ～26日	千　葉	3月 13日 ～14日
埼　玉	7月 20日 ～21日	東　京	11月 16日 ～17日		
栃　木	8月 30日 ～31日	千　葉	11月 28日 ～29日		

■ 処分課程

神奈川	5月 16日 ～18日	千　葉	12月 12日 ～14日
埼　玉	8月　1日 ～　3日	茨　城	2月　6日 ～　8日

■ 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

神奈川	5月 16日 ～19日	千　葉	12月 12日 ～15日
埼　玉	8月　1日 ～　4日	茨　城	2月　6日 ～　9日

新規許可申請講習会　特別管理産業廃棄物

■ 収集・運搬課程

埼　玉	5月 24日 ～26日	東　京	9月　6日 ～　8日
栃　木	7月　5日 ～　7日	神奈川	1月 31日～2月2日

■ 処分課程

千　葉	6月 19日 ～22日

■ 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

千　葉	6月 19日 ～23日

・特管責任者講習会 日程表　※関東地域

平成30年3月

更新許可講習会（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物共通）

◆ 収集・運搬課程

神奈川	4月　27日	神奈川	8月　31日	千　葉	12月　18日
東　京	5月　12日	栃　木	9月　1日	東　京	1月　19日
埼　玉	5月　23日	埼　玉	9月　7日	千　葉	1月　23日
千　葉	5月　25日	千　葉	9月　12日	埼　玉	1月　26日
栃　木	6月　2日	東　京	9月　22日	栃　木	1月　31日
東　京	6月　2日	茨　城	10月　5日	群　馬	2月　7日
神奈川	6月　23日	神奈川	10月　26日	埼　玉	2月　27日
東　京	7月　7日	千　葉	11月　9日	神奈川	3月　2日
千　葉	7月　13日	東　京	11月　10日	茨　城	3月　6日
茨　城	7月　26日	群　馬	11月　16日	東　京	3月　9日
山　梨	8月　3日	茨　城	12月　13日	千　葉	3月　15日
群　馬	8月　23日	東　京	12月　13日		

◆ 処分課程（収集・運搬課程を追加して受講する事が出来ます）

千　葉	5月 23日 ～24日	神奈川	11月　9日 ～10日	群　馬	3月　8日 ～　9日
栃　木	8月　3日 ～　4日	埼　玉	1月 24日 ～25日		

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

神奈川	4月　26日	山　梨	8月　4日	東　京	12月　7日
東　京	5月　11日	群　馬	8月　24日	東　京	12月　8日
東　京	5月　17日	神奈川	8月　30日	茨　城	12月　14日
千　葉	5月　26日	千　葉	9月　13日	千　葉	12月　19日
栃　木	6月　1日	東　京	9月　21日	東　京	1月　18日
東　京	6月　1日	神奈川	9月　27日	千　葉	1月　24日
茨　城	6月　8日	東　京	10月　13日	栃　木	1月　30日
東　京	6月　15日	東　京	10月　18日	埼　玉	2月　9日
神奈川	6月　22日	神奈川	10月　25日	東　京	2月　22日
東　京	7月　13日	埼　玉	10月　27日	東　京	2月　23日
千　葉	7月　14日	神奈川	11月　8日	埼　玉	2月　28日
東　京	7月　14日	東　京	11月　9日	茨　城	3月　7日
埼　玉	7月　19日	千　葉	11月　10日	東　京	3月　8日
神奈川	7月　21日	群　馬	11月　17日	千　葉	3月　16日
茨　城	7月　27日				

医療機関対象
平成 28 年度 医療廃棄物適正処理研修会

平成 29 年 3 月 25 日㈯、東京都庁都民ホールにて、公益社団法人 東京都医師会、東京都環境局、一般社団法人 東京都産業廃棄物協会の三者主催による医療廃棄物適正処理研修会が開催された。

例年、この時期に医師、歯科医師、獣医師及び医療機関の特別管理産業廃棄物管理責任者等を対象に実施しているもので、当協会からは、医療廃棄物委員会委員の杉本大輔氏が「医療廃棄物の分別方法と注意点」をテーマに講義を行った。本研修は、病院においては、東京都が条例に基づき実施している「排出事業者と処理業者の適正処理の取組を公表する制度」の報告書に研修を終了した旨を記載できるとともに、受講者には、日本医師会生涯教育制度参加証明として 3 点が配付されるものである。

以下、本研修会の概要を報告する。

研修会場

開会に先立ち、（公社）東京都医師会理事 橋本雄幸氏から、環境へ及ぼす影響が大きい医療廃棄物の適正排出は、医療機関の責務であり、排出者としての法的責任を果たすことに直結するとの挨拶があった。引き続き挨拶に立った東京都からは、法では、排出事業者責任を定めている。現実的には、自己処理が難しい中、委託せざるを得ないが、排出者責任がなくなった訳でない。排出者責任が問われた事例として、食品の横流し事件を挙げ、排出者責任を果たすための管理体制はできていたのか疑問が残るとの指摘があった。

研修は、14 時過ぎから 17 時 30 分まで、6 人の講師により進められた。

1「在宅医療廃棄物を巡る諸課題」

（公社）日本医師会
常任理事　羽島 裕 氏

羽島氏からは、「在宅医療と在宅医療廃棄物の現状」を始め 4 つのテーマについて話があった。

紙面の都合もあるので、ここでは感染性廃棄物の処理等について紹介する。平成 3 年の廃棄物処理法の改正により「感染性廃棄物」が創設され、現在、感染性廃棄物の適正処理のための手順等を示す「感染性廃棄物処理マニュアル」を策定し、医療廃棄物の適正処理に努めているとのこと。また、在宅医療廃棄物の量については、在宅における使い捨て注射器や注射針、在宅腹膜透析のバッグ・チューブ等、年間で約 3,500 トン排出されているとのことであった。将来的な課題として、在宅医療の推進に伴い、今後、廃棄物が増大していくことが予測され、適正排出に向けた対策がますます必要になってくるとのことであった。

2「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策」

環境省 大臣官房・リサイクル対策部
産業廃棄物課　服部 麻友子 氏

服部氏からは、水銀に関する水俣条約及び条約を踏まえた国内対策の概要等について説明があった。地球規模で環境中に排出される水銀（年間 5,500 ～ 8,900 トン）のうち、人為的排出は約 30%、自然的発生約 10%、再排出・再移動約 60% とのこと。先進国では使用量が減っているが、途上国では依然利用され、リスクが高い。自然発生源もあるが、人為的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めている。また、水銀使用量約 3,800 トンのうち、零細小規模金採掘での使用が最大で、大気放出されている。水俣条約は、50 ケ国が締結してから 90 日後に発効する。2017 年 3 月 24 日現在 39 ケ国が締結済み。日本は 2016 年 2 月に条約締結。水銀汚染防止法（施行は条約が効力を生ずる日）では、水銀鉱の採掘を禁止。特定の水銀使用製品については、許可を得た場合を除いて製造禁止。2010 年度ベースで水銀回収量は 52 トン＋αとなっており、うち、最終処分行きが 4 ～ 9 トン、輸出が 72 トン、水銀使用製品国内生産 8 トンとなっているが、今後、条約による水銀の使用制限に伴い、廃棄物として取扱う可能性が想定される。このため、廃水銀等を特別管理廃棄物に指定し、廃棄物処理法施行令等の改正により、2017 年 10 月 1 日から、精製・硫化・固形化しても、溶出試験の結果、判定基準（0.005mg/L）を満たさない場合は遮断型処分場に処分。精製・硫化・固形化し、判定基準以下の場合は、追加措置を講じた管理型処分場に処分できるとのことである。また、産業廃棄物収集運搬業、処分業、産業廃棄物処理施設の許可において取扱いを明らかにするとともに、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務付けるとしている。なお、現在国内で、廃水銀血圧計・廃水銀体温計の生産に使用されている水銀は 1.9 トン、同機器の家庭で使用または退蔵されている量は 18 ～ 21 トン、病院等 28 トンとなっている。水銀血圧計に含まれる水銀量は約 48g で水銀蛍光管約 8,000 本分、水銀体温計は 1.2g で水銀蛍光管約 200 本分に該当するそうだ。

3「廃水銀血圧計・廃水銀体温計自主回収への東京都医師会の取組みについて」

（公社）東京都医師会

理事　橋本 雄幸 氏

橋本氏からは、医療機関から排出される水銀の一般廃棄物への混入を原因とする、大気汚染やごみ焼却場の停止などを防止するため、東京都医師会では、平成24年度より不要になった水銀血圧計・水銀体温計の自主回収事業を実施していることの報告があった。この事業開始の背景には、一般廃棄物焼却施設で基準を超える水銀濃度を検出したことが端緒となっている。平成24年度から28年度までに、水銀血圧計10,625台、水銀体温計11,950本が回収されている。回収後は、北海道にある施設で適正に処理されている。

4「産業廃棄物の適正処理を果たすための排出事業者責任について」

東京都 環境局 資源循環推進部

産業廃棄物対策課長　須賀 隆行 氏

須賀課長からは、事業者責任の果たし方及び廃棄物処理法改正の動きについて話があった。

まず、法に規定する産業廃棄物の規定や種類などについて概括説明の後、排出事業者の責務について詳しい説明があった。主な内容は以下のとおり。『医療廃棄物排出者が委託処理をしている場合、廃棄物処理法に基づき、「委託基準に沿った適正な契約の締結」、「マニフェストの交付」、「処理状況の確認」、「発生から最終処分終了まで適正処理に向けた必要な措置」といった責務を負うこと』、『処理委託に当たっての廃棄物処理法違反の場合のみならず、生活環境保全上の支障が起きた（おそれがある）際に、処理業者の処理能力や、努力義務としての「処理状況の確認」、「発生から最終処分終了までの適正処理に向けた必要な措置」の履行状況により、排出事業者は、行政から“措置命令”を受ける可能性があること』。

次に、法改正に向けた動きとして、中央環境審議会の平成29年2月3日付けの「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）（案）」により説明があった。排出事業者責任の徹底として、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要であること」、「委託処理を行う場合、排出事業者が最終処分までを含めてその処理の工程で処理が適正に行われることの責任を負う。この原則は産業廃棄物の確実かつ適正な処理の確保の基盤として極めて重要であること」、「処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているか。適正な対価を負担せずに委託することの防止や処理料金の支払い方法の適正化等の必要な対応を検討する必要があること」、「排出事業者においても環境報告書などにおいて、処理状況について適切に把握していることの公表を促していくこと」、「マニフェストの虚偽記載等に対する抑止力を高めるための方策を検討すべき」、「優良な処理業者に処理を委託することは、排出事業者のリスク低減になること」など、「排出事業者責任の徹底」が論点となった。

5「東京都医師会方式による医療廃棄物追跡管理システムの活用について」

（公財）東京都環境公社

神田情報センター長　石井 光洋 氏

石井氏からは、東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業の目的と経緯、第三者評価制度の活用等について説明があった。

医療廃棄物適正処理推進事業は、平成24年4月から、電子マニフェストの利用と第三者評価制度により認定された優良な産業廃棄物処理業者の組み合わせを基本とした医療廃棄物追跡管理システムのことである。このシステム開発の背景には、大規模な不法投棄事件や医療廃棄物の不正輸出などの事件がある。氏は、最近の食品廃棄物転売事件を例に挙げ、排出事業者責任として、①マニフェストの確認・管理は適切であったか、②処理業者の処理状況の確認はされていたか、③適正な委託料金であったか、④不適正な処理が行われることを知り得てはいなかったか、の視点から、処理業者への「マカセッキリ」からの脱却の重要性を指摘していた。感染性の廃棄物や環境負荷の大きい水銀使用製品を排出する医療機関にとって、排出者責任を確実に果たすためにも、この医療廃棄物追跡管理システムの貢献は大きいものとなっているとのことだった。

6「医療廃棄物の分別方法と注意点」

（一社）東京都産業廃棄物協会

医療廃棄物委員会 委員　杉本 大輔 氏

いよいよ、当協会杉本氏の出番である。日々、医療廃棄物を扱っている業者としての話である。

今回の研修会は、全体として「排出事業者責任をいかにして果たすか」がキーワードとなった。氏の説明は、最後の締めくくりとして、処理業者からみた排出者責任を鋭く指摘するものとなった。

まず、不法投棄現場の写真から話を始め、続いて、医療廃棄物に起因する事故原因として、①廃棄物の不適正な分別、②廃棄物の不適正な扱い、③禁忌品（危険物）の混入、④鋭利物（注射針・メス・ガラス製品）を挙げ、これらは民法に規定する「債務不履行」・「不法行為」、刑法に規定する「業務上過失致死傷罪」に抵触することを指摘した。その上で、水銀含有廃棄物については、水銀血圧計、水銀体温計、試薬、水銀電池、アマルガム、マーキュロクロム、チメロサール、蛍光灯は廃棄物容器に決して混入させてはならないこと等を力説した。また、その他の禁忌品で実際に混入される引火性廃油やスプレー缶、ライター等についても注意を促した。

次に、感染性廃棄物専用容器について、「無理に詰め込まないこと」、「ポリ容器等の強度を過信しないこと」、「廃棄時には確実に蓋を閉め密閉すること」、「液体が入っている場合は注意喚起すること」、「容器の

杉本氏

外周に汚染物を付着させないこと」を厳守することを要請した。さらに理解と協力を促すため、容器の側面から注射針が突出している、明らかに足で踏みしめ容器が破損している、容器の外に血液のような感染性のある液体が付着している、などの不適切な排出時の容器を写真で示したうえで、そもそも何故、「感染防止のための容器があるのか」と逆説的に疑問を呈していた。

氏の、自らが経験した針刺し事故、これへの医療機関の対応等、自身の実体験の語りは、理屈ではなく、参加者に排出者責任を周知する大きな効果を発揮するものとなった。（終了後の挨拶で、東京都医師会 理事 橋本氏も杉本氏の話に同調していた）

さらに協力依頼に向け、自社で工夫して作成した医療廃棄物の分別方法や廃棄物データシートの書き方等を説明し協力を呼びかけた。

橋本理事

最後に、氏は「私は、お医者さんのごみを運んでいるのではない。お医者さんの法的責任と社会的責任を運んでいる」と締めくくった。

（事務局長　横手 浩次）

表紙の言葉

●今月の写真： 日本武道館

●本施設で開催の競技： ［オリンピック］柔道・空手　［パラリンピック］柔道

本号より『TOKYO2020』をテーマに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会にちなんだ場所・イベントなどに焦点を当ててご紹介してまいります。競技会場に限らず、変貌する街の様子など、東京大会に関心を持っていただけるような 1 枚を掲載できればと思います。おすすめの撮影スポットがありましたら、ぜひ事務局までお寄せください。

さて、本テーマの初回は、柔道をはじめとする日本の武道の聖地「日本武道館」です。1964 年大会で、柔道がオリンピック競技として初めて実施されたときの会場でもあり、「オリンピックレガシー施設」の 1 つです。桜の季節に撮影に行ったところ、某大学の卒業式が行われていました。満開の桜が、若者たちの門出を祝福するようです。

●撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）**●撮影地：**千代田区北の丸公園

被災地支援
今年も大型絵本を寄贈

女性部では今年も昨年に引き続きペットボトルキャップの売却費（22,243円＋女性部補助）で、東日本大震災の被災地支援としてビッグブックを、岩手県釜石市の保育所３園に寄贈しました。子供たちは見たこともない大きな絵本に目を輝かせていたようです。

このペットボトルキャップの回収事業には、会員企業のお客様企業からもご協力をいただいております。

ご協力下さった各社へこの場を借りてお礼申し上げます。

また、お忙しい中、各園へ絵本を届けて下さった釜石市保健福祉部の正木様、ありがとうございました。

女性部は今後も被災地支援の活動を継続していきます。（社会貢献チーム）

スクルドエンジェル保育園かまいし園

虹の家

ぴっころきっず平田

多摩支部 幹事会（赤石支部長）

開催日時： 平成 29 年 3 月 3 日㈮ 14 時～　**場所：** 外部会議室　**出席委員：** 11 名

議題及び内容：

●**平成 29 年度活動計画について**

平成 29 年度の多摩支部各委員会の活動計画について、具体的に検討した。

教育研修委員会は、例年通り 6 月に研修会を開催することとなった。日程は、6 月下旬を予定している。

コミュニケーション委員会の活動について検討した結果、例年 1 泊 2 日で実施していた施設見学会を、今年度は日帰りで 2 回実施することが決定した。1 回目の施設見学会は、平成 29 年 9 月 8 日㈮に東京スーパーエコタウン施設の見学を行う。2 回目は、6 月の幹事会で詳細を決定する。

なお、当日は 15 時から、たましん RISURU ホール（立川市市民会館）会議室にて、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課と八王子市資源循環部廃棄物対策課との適正処理意見交換会が行われ、有意義な意見交換がなされた。平成 29 年度も、多摩支部法制度検討委員会の活動として、同様の意見交換会を実施予定である。

次回幹事会及び研修会開催日： 6 月下旬

青年部 幹事会（石田部長）

開催日時： 平成 29 年 3 月 14 日㈫ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 12 名

議題及び内容：

① **委員会報告**

総務委員会からは、2 月の収支および、関東ブロック賀詞交歓会・全国大会の収支について報告された。

研修委員会からは、次年度開催の研修合宿について報告された。

② **「団体課題別人材力支援事業」の採用支援事業について**

石田部長より、第 1 回出前講座（2 月 16 日㈭ 開催）について報告された。また、3 月 21 日㈫ 開催の合同企業説明会の当日の流れについて説明があった。

POWER WORK の誌面掲載内容と予算・運用方法・担当について協議した。

次回開催日： 4 月 5 日㈫ 15 時～　協会会議室

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

開催日時： 平成 29 年 3 月 15 日㈬ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 9 名

議題及び内容：

① **委員の退任・新任について**

クレハ環境の阿部委員が退任、シンシアの緒方委員にかわり同社石川氏が新任となった。

② **平成 29 年度活動計画について**

5 月・7 月・8 月・3 月に委員会、6 月に当協会会員向け講習会、9 月に医療廃棄物合同懇談会、11 月に医療廃棄物排出事業者向けセミナー、を開催することとした。

③ **三都県共同宣言リーフレットについて**

年度末までに出来上がる予定。新年度から排出事業者を中心に配布していくことになった。

④ **全国産業廃棄物連合会医療廃棄物部会の報告について**

「感染性廃棄物処理マニュアル」に係る全産廃連の意見書に対する環境省からの回答について説明し、その他議題として廃掃法の見直し、水銀廃棄物、環境配慮契約法、低炭素社会実行計画（案）についての報告があった。

⑤ **医療機関対象「平成 28 年度医療廃棄物適正処理研修会(3 月 25 日㈯)」(都医師会)について**

好評につき昨年から引続き杉本委員（日本シルバー）が講師となっている。委員は出来るだけ研修会へ参加することとなった。

次回開催日： 5 月 22 日㈪ 15 時～　協会会議室

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

開催日時： 平成 29 年 3 月 24 日㈮ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 6 名

議題及び内容：

① **安全衛生表彰の推薦について**

今年度は会長賞の表彰候補者で 2 名、委員長賞の表彰候補者で 1 名・表彰候補事業所で 1 社の推薦があった。審議の結果、会長賞表彰候補者 1 名、委員長賞表彰候補者 1 名・委員長賞表彰候補事業所 1 社の推薦書を理事会へ挙げることとなった。

② **6 月の安全衛生研修会について**

6 月開催予定の安全衛生研修会のテーマについて検討した。新年度を迎え、新人教育に活かす意味で「若年労働者の労働災害防止のポイント」をテーマに、中央労働災害防止協会へ講師を依頼し開催することとなった。

③ **ヒヤリハットハンドブックの配付について**

平成 28 年 6 月に開催した研修会時に使用したヒヤリハットハンドブックを、4 月に正会員へ配付する旨、事務局より報告があった。

次回開催日： 5 月中に開催予定

協会活動への支援

副 会 長

乙 顔　　均

今日、協会運営での最大の課題は収支に関するものです。ご承知の通り、会員数の減少、紙マニフェストの頒布数の減少がその主な原因です。対策として考えられるのは、支出の削減です。過去には、収支の急激な悪化が問題になった時期もあり、理事会、委員会等の費用を削減して対応しました。しかし、各種活動に資金的な制限を加えると、効果が薄れる現象が発生してしまったこともありました。

ここ数年、正会員数の微減が継続しています。その理由の中で多くを占めているのが廃業や業の許可の返上です。産廃発生量は毎年減少の傾向が継続しています。地元である東京の場合、オリパラによるところの影響に期待もしていますが、2020 年以降の状況は不透明であると云われています。発生量が減少すれば、処理業者も減少するのは当然です。従って、会員数の減少は､会費収入の減少をもたらします｡また、紙マニフェスト頒布の減少は、廃棄物量の影響もさることながら、電子化への移行もその原因です｡協会の収入の主なところが、社会情勢の影響をもろに受けているわけです。

協会の果たすべき役割は、ここに参加する会員企業の発展に帰するものを提供することです。業種は同じでも、それぞれの取り扱う内容はかなり相違があります。つまり、提供する内容もかなり多岐にわたります。可能な限り共通する項目を取り上げ、吟味し、提供することが必要不可欠となります。また、当業界は特に災害発生頻度が高いことが大きな問題点です。これらに対処するため、啓発活動を行っていますが、その効果判定は極めて難しいものです。事故はなくて当たり前ですから、何故、なかったのかの原因を究明することは通常行われません。つまり、防災活動に費用をかけたことが効果を発揮したかどうかはよくわかりません。

会員の皆様も結局のところ、会費に見合う効果を期待して参加しているわけですから、協会は見合うものを提供することが使命となってきます。広報活動は、種々行われている協会の活動を全会員へ速やかに正確に伝えることが肝要です。機関誌ひとつを作成するにもどうしたら伝えたいことが伝わるかを考え、工夫しています。情報は一方通行では良くないわけですが、なかなか、読者の皆様とやりとりすることがありません。その中で出来ることは、短時間で知らせたいことを知って理解してもらうことです。

日頃から、頭の片隅に協会会員は何を望んでいるかという疑問符を常に置いておき、世の中に溢れている情報を符合させるようにしながら、広報という組織、媒体を巧く用いることが出来るようにしているつもりです。なかなか、想うような成果をあげているとは言い難いのですが、心がけを失うことのなきよう、色々な事象へ興味を抱きながら、行動を起こすことが大事ではないかと自身で問いかけています。

何か、ご意見がございましたならば、遠慮なく、お申し出下さい。

理　　事

白 井　　徹

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックを控え、廃棄物の取扱量にも活況感が見出されつつあります。しかし、その一方で処理費用は上昇し、民間の処分場のみならず、今年は東京 23 区も事業系ごみ処理手数料の値上げを決定しました。収集運搬企業も例外ではなく、物流業界の慢性的な人手不足や働き方改革の影響を受け、人件費の高騰が続いています。会員企業の皆様も痛感されていることと存じますが、廃棄物処理費用のうち収集運搬費が占める割合は 5 割以上といわれています。

このコストをどうにかして削減することが喫緊の課題ではないでしょうか。大手宅配業者は現在値上げを主張していますが、23 区の事業系産業廃棄物収集運搬業者は宅配便の 4 分の 1 程度の値段で収集運搬から処理まで受託しています。同じ物流業ではありますが中小企業が集まる私たちの業界ではこの価格設定にも無理があると考えざるを得ません。

費用増の原因の一つは現在の「多品目少量運搬」の仕組みにあると感じています。最終処分場許容量確保の目的で事業系ごみの有料化が始まり、「分ければ資源、混ぜればゴミ」等のスローガンのもと分別指導が行われてきました。リーマンショック以降は資源価格の下落など景気が後退したにもかかわらず、分別意識は定着し「多品目少量運搬」は高コストのまま収集運搬業者の経営を圧迫しています。

環境衛生を保持するための廃棄物処理法の細かい規制も、ある一面ではコストの負担となる一因です。物流の効率化を進めれば収集車両が減り、コスト削減以外にも CO_2 排出量が減る等の効果が見込まれます。しかし、動脈産業側の運送業にはない、一対一での事前契約の必要性やマニフェスト等に関する規制は効率化を進める上で足かせになっていることは否めません。

このような問題の解決を図るべく、当協会の収集運搬委員会及び法制度検討委員会で、より具体的でなおかつ実現可能な方法を提案していきたいと考えています。今年度の収集運搬委員会のテーマは「交通安全の追求と効率化」であり、法制度検討委員会では「実務に即したマニフェスト Q&A 集の作成、各業態別の法制度上の問題点の解決」をテーマにしています。毎月多くの会員の方から、廃掃法の解釈や運用、特に収集運搬の現場で起きている問題についての問合せが当協会に寄せられています。そのような現場の悩みに耳を傾け､解決方法を模索し、大きな局面を迎える私たちの業界の躍進の一助となれるよう努めていきたいと思います。

持続可能性とブランディングの融合

「サステナブル・ブランド国際会議 2017 東京」 日本で初開催

「サステナブル・ブランド(SB)国際会議」(主催 ㈱博展）が、平成 29 年３月８日㈬～９日㈭の２日間、東京ミッドタウン・ホール(港区六本木）において開催された。

SB 国際会議とは、企業のブランド戦略などを手がける米コンサルティング会社が「持続可能性とブランド価値の向上」をテーマに、2006 年から開催している国際カンファレンスで、欧米アジアの 12 都市で開催され、日本では今回が初めてとなる。開催テーマの「Activating Purpose（存在意義を揺り動かせ)」をベースに、基調講演と、40 以上のセッションが行われた。国内外から衣料・食品・電機機器・建設など、様々な分野の 85 企業・団体が参加し、２日間で 1,200 人が来場した。

２日目の小池百合子・東京都知事による基調講演と、当協会理事・白井徹氏（白井エコセンター㈱・代表取締役）がパネリストとして参加したセッションを取材した。

小池都知事は、『Sustainable Tokyo!』と題し、都が政策の柱とする３つのシティ（ダイバーシティ・スマートシティ・セーフシティ）の実現と、サステナブルな 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を目指し、都独自のグリーン購入ガイドの策定、グリーンボンドの発行など、都の取組について説明した。

『リサイクル・ビジネスの「あるべき姿」とは?』をテーマとしたセッションでは、本会の総合プロデューサー森摂(せつ)氏（㈱オルタナ・代表取締役）をファシリテーターに、白井氏、自由が丘商店街振興組合の岡田一弥氏、アパレル大手 H&M の CSR 担当アンジェラ・マリー・オルティス氏、化学繊維の高度リサイクルを実現した日本環境設計㈱の高尾正樹氏がパネリストとして登壇した。

白井氏は、都内の繁華街で複数の廃棄物収集業者が同時にごみを収集し、日中まで集め終わらない現状に対し、各社連携による廃棄物物流の効率化を提案。都環境局との協同配送モデル事業等について説明した。

これからのリサイクル・ビジネスについて、パネリストの発言に共通していたのは「協力」「連携」。1,300 件の商店数を抱える自由が丘商店街では、イベント等を通して地域の絆を作ることにより、廃棄物回収の効率化に協力を得た事例が紹介された。また、サステナビリティの継続と実現には「ワクワク感」が必須との意見も出されていた。例えば H&M では古着を持ち込むと買い物に使えるクーポン券をもらえる。「環境や社会のために良いことをする」と「楽しい」を組み合わせることで、企業においても「従業員のモチベーション」に繋がり、CSR 活動にも重要な効果が得られるのでは、とのことだった。

（取材　塩沢 美樹）

「廃棄物物流に光をあててほしい」と白井氏

身近なヒヤリ・ハット事例 Part108

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点進入時	交差点進入時、左から自転車が飛び出してきて、接触しそうになった。	見通しの悪い交差点では、飛び出してきても止まれるスピードで、普段以上に周囲を注意して走行する。
2	一般道路で	交差点進入時	信号が青になり発進しようとしたら、交差する道から自転車が信号無視をして突っ込んできた為、接触しそうになった。	信号が青になって発車する時でも一呼吸おいてから動き出す。
3	一般道路で	走行中	前方のタクシーが急停車した為、追突しそうになった。	車速に応じて必要な車間距離を確保して走行する。
4	一般道路で	走行中	片側二車線の道で左側を走行中、右斜め前を走行していた車が、左にウインカーを出してからすぐに左に寄ってきて自車と接触しそうになった。	なるべく並走しないようにし、他車の死角に入らないようにする。視野を広く保ち、何かあった時は直ちに対応できるようにしておく。
5	一般道路で	走行中	大雨のため道路上に雨水が溜まっており、対向車の大型トラックとのすれ違いの際に、バケツをひっくり返したような水をかけられ、視界も急に悪くなりヒヤリとした。	雨天時の運転は普段以上に危険予測をし、何が起こっても対応できる車間及び車速を保ち、気を緩めずに走行する。
6	高速道路で	合流時	インターから入って、本線へ合流しようとした際、右側本線から乗用車がウインカーも出さずに自車の前に割り込んで来た為、接触しそうになった。	合流時は周囲の状況を確認し、怪しい動きの車には特に気をつける。
7	現場内で	作業中	フォークリフトで積込作業中に、近くで作業をしていた作業員に接触しそうになった。	周囲の確認を十分に行ってから作業をする。近くで作業をしている人がいたら声をかけて、離れてもらうよう徹底する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

廃棄物管理業は違法か？

Q　私の会社（A社）は、廃酸、廃アルカリの収集運搬及び中間処理を行っている会社です。排出事業者の中には、マニフェストの発行・管理を任されることが多く、契約書の作成の補助、管理も行っています。また、当社が中間処理を行う廃棄物については当社と排出事業者との間で廃棄物処分委託契約を締結しますが、当社が中間処理を行わない廃棄物については他の業者（B社）を紹介して排出事業者との間で廃棄物処分委託契約を締結してもらいます。ただ、この場合、当社が管理会社として契約書の作成から、廃棄物処理費用の支払を排出事業者に代わって行っています。

当初は、このようなマニフェストの発行の代行程度であればサービスとして行っていましたが、マニフェストの管理や契約書の作成、管理等も頼まれるようになるとサービスとしてだけではやっていけません。また、他の産廃業者との差別化のためにも当社が行うサービスとして売り出していくために管理業務として確立し、排出事業者から管理費用をもらって他の産廃業者の紹介や費用の支払の代行も行うようになったという経緯があります。実際、排出事業者は自身が排出する廃棄物について処理できる廃棄物処理業者を知りませんから、廃棄物処理業者のことをよく知る私たちが適切な業者を紹介することによって、適切な業者を選択することができるといえます。

この度、環境省から管理業を禁じる通知が出たと聞いています。管理業は違法なのでしょうか。マニフェストの発行や管理を行うことによって処罰の対象となるのでしょうか。私たち業者は、排出事業者の需要に応えていたと思うのです。何がいけなかったのでしょうか。この通知の意味を教えてください。

＜はじめに＞

この度、環境省から「**廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）**」（**環産廃発第 1703211 号平成 29 年 3 月 21 日**）が発出されました。

この通知は、「地方公共団体（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあっては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。」としたうえで、排出事業者は、「排出事業者としての責任を果たすため、…委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。」としています。

Q．1　廃棄物の管理を業務として行うことは違法か

「廃棄物の管理を業務として行う」とは、本来排出事業者が行うべきマニフェストの発行・管理等の事務、契約書の作成・保管、廃棄物処理業者に対する廃棄物処理費用の支払を、排出事業者に代わって排出事業者以外の第三者が行うことをいいます。そして、通常、これらの第三者は「管理行為」の対価として「廃棄物管理費用」等の名目で費用を受け取るのが通常です。

では、これらの行為は違法なのでしょうか。

憲法上、すべての国民は、職業選択の自由及び営業の自由（憲法 22 条 1 項）を有しており、法律上とくに禁止されていない限り、あらゆる職業を選択し、また、その職業活動を自身の自由な判断で行うことのできる営業活動の自由を有しています。

この点、廃棄物処理業に関していえば、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」といいます）によって、一般廃棄物について市町村長の、産業廃棄物について都道府県知事の「業の許可」を受けなければならないとされています（廃掃法 7 条 1 項、14 条 1 項）。つまり、本来自由であるはずの職業選択の自由及び営業の自由が廃掃法によって制限されている結果、「業の許可」を受けずに業務を行った場合には違法となり、違法となるだけでなく、無許可営業行為として「5 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金若しくはこれの併科」という重い刑罰が定められています。

「廃棄物管理業」に関していえば、上記のような廃棄物の管理を行うことを禁じる法律はありません。したがって、上記のような廃棄物の管理を行うことそれ自体を違法ということはできません。

Q．2　管理業を禁じる通知？

では、環境省から「廃棄物の管理を禁じる通知が出た」とはどういうことなのでしょうか。この通知は「廃棄物の管理を禁じる」ものなのでしょうか。

1　通知の内容

この度、「**廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）**」（**環産廃発第 1703211 号平成 29 年 3 月 21 日**）が発出されました。

この通知は、「地方公共団体（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあって

は都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。」としたうえで、排出事業者は、「排出事業者としての責任を果たすため、…委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。」としています。

そして、「これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性の認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるという状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄の不適正処理につながるおそれがある。」としています。

2　通知の意味

つまり、本件通知は、あっせん等を行う第三者（管理業者）が排出事業者と処理業者との間に介在することによって、排出事業者責任意識や排出事業者と処理業者との関係性が希薄化し、さらには第三者に対する仲介料等の発生によって、適正な処理費用が支払われず、不適正処理や不法投棄につながるおそれがある、としているのです。

ところで、廃掃法は、排出事業者責任の原則（法３条１項）を定め、排出事業者に以下の責任を課しています。

そして、これらの責任を怠った排出事業者に対しては、措置命令、刑事罰等の処分が予定され、排出事業者責任の徹底を図ろうとしているのが廃掃法のスタンスです。

＜排出事業者の具体的義務＞

① 廃棄物処理委託基準の遵守義務（12 条６項、令６条の２第４号）
- ⅰ 適正な業者に委託すること
- ⅱ 廃棄物処理委託契約書を作成すること
- ⅲ 廃棄物処理委託契約書には法定の記載事項（委託する廃棄物の種類・数量、委託料金、契約の有効期間等）が記載されていること

②マニフェストに関する義務（交付・確認・保存）（12 条の３以下）

措置命令・刑事罰

つまり、廃掃法は、排出事業者に適正な処理業者を選定し、その処理業者に自ら廃掃法上必要なものとして定められた記載事項を記載した廃棄物処理委託契約を締結することによって、排出事業者に排出事業者責任を自覚させ、廃棄物処理業者に適正な処理料金を支払うことによって不適正処理を防ごうとしているのです。廃棄物処理委託料金が委託契約書の必要的記載事項として法定されているのもその趣旨です。そして、それだけでなく、廃棄物を処理業者に引き渡した後も、排出事業者がマニフェストの流れを監視することによって廃棄物の処理が現在どの過程にあるかを監視し、最終処分が完了した旨のＥ票が手元に帰ってくるまで責任をもって廃棄物を管理せよ、というのが廃掃法の趣旨なのです。

3 「あっせん等を行う第三者」が介在することの弊害

ところが、「あっせん等を行う第三者」（管理業者）が上記義務を排出事業者の代わりに行うことになると、排出事業者は自分自身の責任で適正な業者を選定しようとする努力を行わず、また、契約書の作成も第三者に任せっぱなしになってしまって、「契約書の内容をよく知らない」という事態が発生します。そして、処理委託料金がいくらになっているかも不明で、処理委託料金の支払の代行を第三者に委託し、しかも、処理委託費用は第三者に対する管理費用と一括して渡したうえで、第三者が管理費用を差し引いたうえで処理委託費用を処理業者に支払うことになると、排出事業者自身は、自分が頼んだはずの廃棄物処理業者にいったい処理費用としていくら支払われているのか知りようがなく、適正な料金が支払われているのかも分からない、という状態になってしまいます。これでは、廃棄物処理費用に適正な費用を支払わせることによって不法投棄等の不適正処理を防ごうとした廃棄物処理法の趣旨が失われてしまうことになります。

マニフェストについても、交付手続やその後の管理も管理会社に任せっぱなしになってしまうとすると、自身の目で廃棄物の状況を確認しようという意識が希薄になり、最終処分が終了する際に戻ってくるはずのＥ票が戻ってきているかさえ、行政の立入検査がなければ確認したこともない、という事態に陥りかねません。

4　通知が求めているもの

そこで、本件通知は、排出事業者責任の原則に立ち返り、現に行われている「第三者によるあっせん行為等」が排出事業者責任の原則を維持する趣旨から適切なものであるのかどうか、排出事業者責任の趣旨に反するものであるのであれば排出事業者責任の原則に立ち返るような警告を発しているといえます。

そして、排出事業者責任が全うされない場合、具体的には、マニフェストの管理がおろそかになり、また、廃棄物処理委託契約書の不作成や不備があった場合、いくら管理会社にそれらの事項を委託していたとしても、廃掃法上の罰則の適用を受けるのは排出事業者なのです。

Q．3　管理会社がマニフェストの発行や管理等を行うことによって、管理会社が処罰の対象となるか。

結論としては、管理会社が処罰の対象となることは基本的にはありません。

排出事業者は、自己の責任においてマニフェストの発行事務の代行（マニフェストの必要的記載事項の記入を代行してもらうこと）、また、マニフェストの管理を倉庫会社等に委託することはできますから、これらを行った管理会社が処罰の対象となることはありません。

もっとも、排出事業者自身がマニフェストの交付状況、内容を把握しておらず、管理についてもまったく無頓着であり、実際にマニフェストの交付が適正に行われておらず、記載事項にも虚偽があり、さらにマニフェストの管理も適正に行われていなかったとすれば、これは排出事業者がマニフェスト規制義務違反として処罰の対象となることがあり（６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金：法 29 条）、これらの状況が管理会社の誘導で招かれたとすれば、管理会社も上記犯罪の共犯として処罰される可能性があります。

Q．4　今後の管理会社の在り方

排出事業者にとって、自社の廃棄物処理を委託できる適切な業者を紹介してくれることはありがたいことです。また、排出事業者にとって廃掃法は難解で何をすればよいのか分からない、「できれば信頼できる詳しい人に教えてもらいたい」という需要があるのも事実だと思われます。

その場合、管理会社としては、「ウチで全部やります」というのではなく、なにか問題があったときは刑事罰という重い責任が問われるのは排出事業者であること、排出事業者責任の具体的内容をよく理解させたうえで、排出事業者が負っている重要な責任の一部を自己の責任で他人に委ねることを自覚させることが必要と思われます。また、その場合、仲介手数料、管理費用の契約書上の記載の仕方にも工夫が必要と思われます。

管理会社という存在は、ある意味、排出事業者の需要によって生み出された業種でもあり、これが一概に「悪」だとはいえません。ただ、一方において仲介手数料を取ることを主目的として「管理業」を名乗り、仲介手数料がいくらなのか、廃棄物処理業者にいくら支払われているのか排出事業者に知らせずいわゆる「ピンハネ」を行うような業者については今後、その在り方が問われることになると思われます。

管理会社を名乗る以上、廃掃法に排出事業者や処理業者以上に詳しく、他の関係法令にも精通し、排出事業者や処理業者の良き相談相手となるとなるような管理会社が今後、求められているといえるでしょう。

協会の主な今後の日程

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
4	5	水	女性部　関東地域協議会女性部会打合せ　１３：００～	外部会議室
			青年部　コミュニケーション委員会　１３：００～	協会会議室
			青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
			建設廃棄物委員会＝汚泥分科会　１５：００～	外部会議室
	7	金	法制度検討委員会　１５：３０～	協会会議室
	12	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～　／　第３５回理事会　１４：３０～	協会会議室
	14	金	団体課題別人材力支援事業　採用支援ＰＴ　１５：００～	協会会議室
	17	月	中間処理委員会＝破砕・圧縮分科会　１５：００～	協会会議室
	20	木	女性部　幹事会　１２：００～ ／第１３回定時総会　１５：００～／勉強会　１５：３０～	協会会議室
	21	金	第５８回関東地域協議会 会長会議　１２：００～　／　協議会　１４：００～	ホテルグランドパレス（東京）
	24	月	中間処理委員会＝中和・脱水分科会　１３：００～１４：００	エッサム神田ホール２号館
			中間処理委員会及び３分科会合同勉強会　１４：３０～	〃
	25	火	常任理事会　１５：００～	協会会議室
	26	水	法制度検討委員会　１０：３０～１２：００	協会会議室
			収集運搬委員会　１５：００～	協会会議室
			一都三県建設混合廃棄物意見交換会　１５：００～	エッサム神田ホール４階大会議室
5	1	月	※　協会所在ビル　エレベーター リニューアル工事のため終日停止	
	2	火	※　協会所在ビル　エレベーター リニューアル工事のため終日停止	
	8	月	※　協会所在ビル　エレベーター リニューアル工事のため終日停止	
	10	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～　／　第３６回理事会　１４：３０～	協会会議室
	18	木	女性部　幹事会	協会会議室
	19	金	青年部　幹事会　１４：００～	協会会議室
	22	月	医療廃棄物委員会　１５：００～	協会会議室
	23	火	全産廃連；　理事会	全産廃連会議室
	29	月	第５回定時総会　１６：００～ 表彰式　１７：００～　／　懇親会　１８：００～	ホテル椿山荘東京
	30	火	中間処理委員会　１５：００～	協会会議室

事務局だより

3月21日に当協会主催の来春卒業予定の学生に対する「合同企業説明会・合同面接会」が渋谷クロスタワー24階で開催された。大勢の学生が参加し、その賑わいは、まさに将来の産業廃棄物処理業界の賑わいを展望させるものとなった。

「採用支援事業」については、当協会青年部・女性部が協力して進めることになっている。今回は、女性部が企画立案から当日の開催まで担った。開催に至るまで、採用支援ＰＴの皆様には、勤務企業での業務推進の傍らでの準備は相当大変なものだったと思料する。心より感謝を申し上げます。また、合わせて社員の方を快く送り出していただいた経営者の皆様にも重ねて感謝を申し上げます。今後も説明会や出前授業が予定されており、青年部・女性部の皆様には、引き続きのご支援をお願いすることになる。参加企業の皆様には、今回の説明会を是非、採用のきっかけとしていただければと思う。

採用といえば、当協会も事務局職員確保に苦慮している。民間の求人専門サイトを使っても、定着という意味では苦戦している。2,000名に及ぶオファーの中での失態は、小職の責任問題でもある。

一般論で逃げるが、何故、定着しないのだろうか。大同小異という言葉もある。特段の理由があれば別だが、一般的には最低でも数年は「ここで頑張る」という気にはならないのだろうか。所得を得ることが主たる目的であることは承知済みだが、普通の人は「ここで組織のために役立ちたい」とか「業務を通じて成長したいという自己のプライド」とかで仕事を続けているのでないかと思う。古い人間の戯れ言だという叱責が聞こえてくる。

巷間、働き方改革が叫ばれている。ある大手企業は、プレミアムフライデー以外でも曜日を決めて早い時間での業務終了を実施しているが、例えば、退出時の打刻時間が17時である場合、当該社員のパソコンのスイッチオフの時間も確認するそうだ。オフの時間が20時になっていると大目玉を喰らうそうだ。次回からは本当に17時に退出せざるを得なくなる。勢い従前と同じ業務量をこれまでよりも短い時間でこなさなければならなくなる。これはこれで良いとして、まっすぐ帰路につく訳にもいかず、飲み代がかさんで大変だそうだ。29年ぶりにエンゲル係数が高水準になったとの報道があった。夜の飲食代係数みたいなものも上がっているのかもしれない。腹いっぱい飲み食いするためには、腹いっぱい働くことが肝要だと思うが、これも古い人間の戯れ言か。過日、会長が酒席で、若い時分「目と鼻の先に車庫があるのに、疲れ果ててしまっていて、やっとの想いで車庫前の道路際に車を寄せて、そのまま寝てしまうことがあった」と。こういう話を聞くと勢い元気が出てくる。

いよいよ新年度スタートだ。

（横手）

編集後記

平成29年度がはじまり、既に1カ月が経過しようとしています。今年は桜の開花時期が例年とほぼ同じでしたが、その後の気候が冬に戻ってしまい、本格的な開花が入学式の時期と重なりました。入学式と桜は華やかさで相乗効果を及ぼすようで、晴れやかな気分を引き出してくれるようでした。いつも書かせてもらっていますが、春の訪れとともに色彩が豊かな季節となり、気分を高揚させてくれます。

今年はインフルエンザの流行がなかなか終息しなかったようです。年末までにワクチン注射をされた方でも罹患されるケースが結構あったようです。生き物の世界は単純ではないようで過去の事象が完全に再現されるということは全くないと言えるのかもしれません。変化の度合いが小さければ、対応も取りようがありそうですが、変化が大きくなると難しくなるのでしょうか。

一年中、アレルギーのニュースが流れていますが、これらは衣食住の変化にも伴うのでしょうか。そういった事柄がアレルギーの原因の一部ではないかという情報も数多く出ています。しかし、原因が単純なものはもはや存在せず、複雑なものがほとんどなのかもしれません。ひょっとすると生活を便利にした人間は、対処しなければならない問題をより複雑化させてきたとも言えるのでしょうか。

今月号に今年度の協会の事業計画・予算が掲載されています。我が業界の様子もかなり変化してきています。広報としても、関連する事象を把握次第、皆様にお知らせするように努力しているところです。しかし、こうした事象にいち早く直面してしているのは、毎日、業務に精励して頂いている皆様ご自身です。小さな変化の積み重ねが、大きな変化をもたらすわけですから、日常の対処が最重要となります。

ここ最近の傾向ですが、年度末に大きな労災事故が我が業界内で発生しています。当協会・安全衛生推進委員会では委員長を筆頭に事故撲滅へ色々な施策を提案しています。事故撲滅はこの業界に参加する人の全てが願っていることです。どうか、これらの情報をもとに是非とも安全が全てに最優先されることを実践して頂きたいと願っているところです。　（乙顔）

とうきょうさんぱい

第34巻　第1号　通巻　第320号

平成29年4月10日発行

発行人　高橋俊美

企画・編集　広報委員会

発行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101－0047
東京都千代田区内神田1－9－13
柿沼ビル7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

稼働

2017
START

地球を守る
確かな技術

e Synergy System

成友興業株式会社 城南島第二工場を新たに加え、城南島にある2施設の工場を拠点として、東京スーパーエコタウン並びにリサイクル業界の方々と連携し、今後も継続されるであろう都市更新(都市再開発)を担う方々の下支えとなるべく、貢献してまいる所存でございます。

代表取締役 細沼 順人

SEIYU
成友興業株式会社

城南島第二工場

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

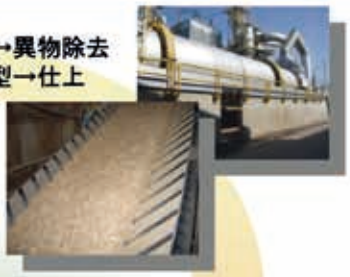

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667